

■自己資本の充実の状況（単体）

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、16.59%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	香川県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	284億円（前年度284億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持に努めています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要項」および「自己資本比率算出事務処理要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナルリスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成

（単位：百万円、％）

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	140,945	142,032
うち、出資金および資本準備金の額	28,418	28,418
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	116,001	116,784
うち、外部流出予定額(△)	3,474	3,169
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,187	2,185
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	2,187	2,185
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	143,132	144,218
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	50	45
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	50	45
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	4	3
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－

(単位：百万円、%)

項目	令和5年度	令和6年度
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	54	48
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	143,078	144,169
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	661,835	747,875
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		95,355
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	9,861	25,677
信用リスク・アセット調整額	-	
資本フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	671,696	868,908
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	21.30%	16.59%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		379	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け		231,592	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け		43,682	-	-
国際決済銀行等向け		-	-	-
我が国の地方公共団体向け		10,432	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け		-	-	-
国際開発銀行向け		-	-	-
地方公共団体金融機構向け		-	-	-
我が国の政府関係機関向け		-	-	-
地方三公社向け		-	-	-
金融機関および第一種金融商品取引業者向け		879,956	175,522	7,020
法人等向け		39,486	19,884	795
中小企業等向けおよび個人向け		7	5	0
抵当権付住宅ローン		4	1	0
不動産取得等事業向け		-	-	-
三月以上延滞等		-	-	-
取立未済手形		2	0	0
信用保証協会等による保証付		-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		-	-	-
出資等		1,981	1,981	79
(うち出資等のエクスポージャー)		1,981	1,981	79
(うち重要な出資のエクスポージャー)		-	-	-
上記以外		142,107	339,142	13,565
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその 他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		3,015	7,539	301
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		125,814	314,535	12,581
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		2,529	6,324	252
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融 機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)		-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)		-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)		10,747	10,743	429
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		607,989	97,035	3,881
(うちルクスルー方式)		607,989	97,035	3,881
(うちマナデート方式)		-	-	-
(うち蓋然性方式250%)		-	-	-
(うち蓋然性方式400%)		-	-	-
(うちフォールバック方式)		-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		1,957,623	633,574	25,342
CVAリスク相当額÷8%		-	28,260	1,130
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		1,957,623	661,835	26,473
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナルリスク 相当額を8%で除して得た額 a	9,861	b=a×4%	394
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	671,696	b=a×4%	26,867

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
7. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 $\text{＜オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞}$

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスク・アセットの額および

信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	293	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	336,899	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	51,676	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	5,389	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	819,724	162,150	6,486
(うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	13,726	1,342	53
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	86,792	30,330	1,213
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	313	276	11
(うちトランザクター向け)	-	-	-
不動産関連向け	10	2	0
(うち自己居住用不動産等向け)	10	2	0
(うち賃貸用不動産向け)	-	-	-
(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-
(うちADC向け)	-	-	-
劣後債券およびその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	80	1	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-
取立未済手形	0	0	0
信用保証協会等による保証付	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
株式等	2,802	2,373	94
上記以外	129,602	322,964	12,918
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	3,015	7,539	301
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	125,826	314,566	12,582
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	65	163	6
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	695	695	27
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-

(単位：百万円)

		令和6年度		
再証券化		-	-	-
リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		509,076	208,879	8,355
(うちルックスルー方式)		509,076	208,879	8,355
(うちマンドート方式)		-	-	-
(うち蓋然性方式250%)		-	-	-
(うち蓋然性方式400%)		-	-	-
(うちフォールバック方式)		-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		-	-	-
標準的手法を運用するエクスポージャー計		1,942,663	726,979	29,079
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)		-	20,895	835
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		1,942,663	747,875	21,731
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a		95,355	所要自己資本額 b=a×4% 3,814
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		25,677	所要自己資本額 b=a×4% 1,027
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a		868,908	所要自己資本額 b=a×4% 34,756

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	25,677
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,027
BI	17,118
BIC	2,054

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

- 当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として「リスク管理規程」に基づき、年度当初に「リスク管理にかかる重点方針」を策定し、各種リスクの重点管理に取り組んでいます。
また、当会が直面する全ての計量可能なリスクを統一的・網羅的に把握し、リスクの計量化とそのモニタリングを通じて、当会がテイクするリスクの量を管理すること、およびリスク資本の配賦や部門ごとのリスク・リターンのチェックを通じて、経営資源の最適配分を目的とする「統合的なリスク管理基準」を制定しています。
そのため、常勤役員ならびに各部室長で構成するリスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスクの評価、分析および対応方針を審議し、理事会等へ定期的に報告しています。
- 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。
 - (1) 貸倒引当金の計上は、自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行っています。
 - (2) 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。
 - (3) 破綻懸念先債権については、次のいずれかの方法により予想損失額を見積もり、個別貸倒引当金として計上しています。
 - ① 貸倒実績率による方法
自己査定結果に基づくⅢ分類額に、貸倒実績率から算出した予想損失率を乗じた額とします。
 - ② キャッシュフローを見積もる方法
個別債務者毎に、Ⅲ分類額からキャッシュフローによる回収可能額を控除した残額とします。
 - ③ 売却可能額を見積もる方法
個別債務者毎に、Ⅲ分類額から売却可能額を控除した残額とします。
売却可能額は、売却可能な市場を有する債権について、当該債権の売却可能額を合理的に算定します。
 - (4) 実質破綻先債権、破綻先債権については、自己査定に基づくⅢ・Ⅳ分類額の全額を個別貸倒引当金として計上しています。
 - (5) 貸倒引当金は、每期全額洗替方式により計上しています。

◇標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (1) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- (2) リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の 公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国内		1,338,611	46,002	307,907	—	—	1,367,384	82,355	384,400	—	80
国外		11,021	—	11,021	—	—	66,201	—	66,201	—	—
地域別残高計		1,349,633	46,002	318,929	—	—	1,433,586	82,355	450,602	—	80
法人	農業	1,722	1,722	—	—	—	1,557	1,557	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	4,300	3,275	1,002	—	—	4,251	3,227	1,002	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,393	390	1,003	—	—	1,328	530	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	15,046	—	15,046	—	—	35,434	—	35,434	—	—
	運輸・通信業	455	455	—	—	—	88	88	—	—	—
	金融・保険業	64,746	34,303	19,043	—	—	100,929	68,255	32,057	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,117	3,117	—	—	—	2,194	2,194	—	—	75
	日本国政府・地方公共団体	241,127	1,977	239,150	—	—	335,818	5,386	330,431	—	—
	上記以外	857,631	663	—	—	—	845,979	579	51,676	—	—
	個人	95	95	—	—	—	90	90	—	—	4
その他	159,996	1	43,682	—	—	105,913	446	—	—	—	
業種別残高計		1,349,633	46,002	318,929	—	—	1,433,586	82,355	450,602	—	80
1年以下		861,651	2,677	5,006	—	—	835,253	38,323	3,205	—	—
1年超3年以下		35,431	6,870	28,561	—	—	22,056	4,320	17,736	—	—
3年超5年以下		12,097	2,562	9,535	—	—	16,581	1,910	14,671	—	—
5年超7年以下		869	869	—	—	—	25,770	1,582	24,187	—	—
7年超10年以下		90,639	2,491	88,147	—	—	315,249	1,963	313,285	—	—
10年超		171,478	30,498	140,979	—	—	108,272	33,773	74,499	—	—
期限の定めのないもの		177,463	32	46,698	—	—	110,402	481	3,015	—	—
残存期間別残高計		1,349,633	46,002	318,929	—	—	1,433,586	82,355	450,602	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

68ページをご覧ください。

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和5年度						令和6年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
		目的使用	その他				目的使用	その他					
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	193	353	-	193	353	-	353	72	329	24	72	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	5	4	-	5	4	-	4	3	-	4	3	-	
業種別計	199	357	-	199	357	-	357	76	329	28	76	-	

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
2. 地域別(国内・国外)の開示については、国外への貸出を行っていないため省略しています。

信用リスク・アセット残高内訳表

令和6年度

(単位：百万円)

項目	リスク・ ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値(%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	293	-	293	-	-	0
我が国の中央政府 および中央銀行向け	0	336,899	-	336,899	-	-	0
外国の中央政府 および中央銀行向け	0~150	51,676	-	51,676	-	-	0
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	5,386	2	5,386	2	-	0
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品 取引業者および保険会社向け	20~150	810,014	11,731	806,048	9,709	162,150	20
(うち第一種金融商品取引 業者および保険会社向け)	20~150	4,270	9,456	4,270	9,456	1,342	10
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	20~150	62,984	25,711	62,984	23,808	30,330	35
(うち特定貸付債権向け)	20~150	-	-	-	-	-	-

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45～100	257	55	257	55	276	88
（うちトランザクター向け）	45	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	20～150	10	-	10	-	2	20
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	10	-	10	-	2	20
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債券およびその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け （自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	2	4	2	1	1	50
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	0～10	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	2,373	-	2,373	-	2,373	100
上記以外	100～1,250	129,602	-	129,602	-	322,964	249
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1,250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	3,015	-	3,015	-	7,539	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	125,826	-	125,826	-	314,566	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	65	-	65	-	163	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	695	-	695	-	695	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	497,334	11,742	497,334	11,742	208,879	41
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	-	-	-	-	-	726,979	-

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後

および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和6年度

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)														
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計								
我が国の中央政府および中央銀行向け	336,899	-	-	-	-	-	336,899								
外国の中央政府および中央銀行向け	51,676	-	-	-	-	-	51,676								
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-								
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計							
我が国の地方公共団体向け	5,389	-	-	-	-	-	-	5,389							
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-							
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-							
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-							
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-							
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計							
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-							
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計						
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	799,020	5,660	1,620	-	-	-	-	9,456	815,757						
(うち、第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	-	3,654	616	-	-	-	-	9,456	13,726						
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計						
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計					
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	11,015	43,972	500	-	-	4,842	-	-	26,461	86,792					
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	100%	150%	250%	400%	その他	合計									
劣後債権およびその他資本性証券等 株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	45%	75%	100%	その他	合計										
中堅中小企業等向けおよび個人向け (うちトランザクター向け)	-	-	4	69	238	313									
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計		
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10		
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計			
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計								
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	60%	その他	合計												
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	-												
	100%	150%	その他	合計											
不動産関連向けうちADC向け	-	-	-	-											
	50%	100%	150%	その他	合計										
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	3	-	-	-	-	-	-	3						
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	100%	その他	合計									
現金	293	-	-	-	-	293									
取立未済手形	-	-	0	-	-	0									
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-						

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	289,163	289,163
	2%	—	—	—
	4%	—	—	—
	10%	—	—	—
	20%	7,073	879,705	886,778
	35%	—	4	4
	50%	22,369	—	22,369
	75%	—	7	7
	100%	1,000	18,949	19,949
	150%	—	—	—
	250%	—	131,359	131,359
	その他	—	—	—
	1250%	—	—	—
合計	30,443	1,319,189	1,349,633	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
40%未満	1,216,686	35,187	94	1,245,884
40%～70%	45,555	404	11	45,596
75%	500	4	100	504
80%	—	—	—	—
85%	238	—	—	238
90%～100%	4,547	1,907	19	4,912
105%～130%	—	—	—	—
150%	—	—	—	—
250%	2,373	—	—	2,373
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	0	100	0
合計	1,269,901	37,505	90	1,299,511

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要項」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と当会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は当会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関および 第一種金融商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け	-	3,006	-
中小企業等向けおよび個人向け	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	-	3,006	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
4. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	9,456	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	23,410	3,007	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	-	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	32,867	3,007	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引に関して、以下の方針に基づき管理を行っています。

(1) 運用管理内規等の種類

- ・ 余裕金運用規程
- ・ 金利先物取引運用管理内規
- ・ 債券先物取引運用管理内規
- ・ 店頭オプション取引運用管理内規
- ・ 金利スワップ取引運用管理内規

(2) 管理内容

次の項目について、これらの取引内規が遵守されていることを確認しています。

- ・ 限度額
取引最高限度、1取引当り限度、未決済建玉限度(先物取引)
- ・ 損切り基準
評価損発生に伴う損切り、半期累積損による損切り(先物取引)

派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和5年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	-	82,335	-	-	-	82,335
(2)金利関連取引	785	9,923	-	-	-	9,923
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	5,964	-	-	-	5,964
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	2,526	-	-	-	2,526
(7)クレジット・デリバティブ	-	709	-	-	-	709
派生商品合計	785	101,459	-	-	-	101,459
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		-				-
合計	785	101,459	-	-	-	101,459

令和6年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	1,437	54,533	-	-	-	54,533
(2)金利関連取引	3,151	10,087	-	-	-	10,087
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	3,477	-	-	-	3,477
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	3,081	-	-	-	3,081
(7)クレジット・デリバティブ	-	624	-	-	-	624
派生商品合計	4,588	71,805	-	-	-	71,805
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		-				-
合計	4,588	71,805	-	-	-	71,805

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的BA—CVAまたは簡便法をいう。）の名称および各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に金利スワップと為替予約取引が対象となります。

◇CVAリスクの特性およびCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針およびヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフ・バランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しています。

(1) リスク管理の方針、手続および体制の概要

当会では、標準的方式を採用しており、外国為替リスクにかかるマーケット・リスク相当額について、以下の方針等に基づいて算出し、管理を行っています。

① 手続等の種類

- ・自己資本比率算出要項
- ・自己資本比率算出事務処理要領
- ・自己資本比率算出要項取扱細則
- ・統合的なリスク管理基準
- ・時価算定要領
- ・時価算定マニュアル

② 体制の概要

外国為替取引の執行にあたるフロント部門は他の取引を行うセクションと明確に組織区分されています。フロント部門は、リスク対リターン観点からあらかじめ定められたポジション枠や損失枠などの範囲内で取引を執行します。また、フロント部門から独立したミドル部門がVaRなどのリスク量を計測し、フロント部門のリスクテイク等の状況をモニタリングしています。モニタリング結果については、リスク管理委員会等において定期報告を実施しています。

③ リスクの特定、評価、管理および削減にかかる方法ならびにヘッジの有効性にかかる監視の方法

当会では、運用する外貨建外債の一部について、為替リスクの削減を図ることを目的に、デリバティブ取引（為替予約取引）を活用したヘッジ取引を行っています。ヘッジの有効性については、事前テストについて、外貨建外債を購入する金銭の信託の口座開設時に実施しており、事後テストについて、ヘッジ対象の相場変動が高い水準（概ね80%～125%の範囲内）でヘッジ手段を用いることにより相殺されていることを半期で継続的に確認しています。さらに、事後テストの確認結果については、半期ごとにリスク管理委員会に報告した後に、理事会に報告しています。

(2) 報告および計測にかかるシステムの範囲ならびにその内容

規程等の定めに基づいて、適切に計測しています。なお、有価証券ポートフォリオの状況については、原則として日次で、リスク管理報告書（損益を含む）を作成のうえ、役員・関係部署に報告しています。また、時価は年1回程度、決算時に、検証しており、会計監査により、当会全体の時価算定結果の妥当性の評価を受けています。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○ 定義

・ 法務リスク

法令・規程等に反することにより被るリスク

・ 事務リスク

事務処理過程での故意または過失等により、収益・信用が損なわれるリスク
または、パソコン等の不正使用により不祥事が発生するリスク

・ システムリスク

全銀データ通信システム・手形交換制度等の決済システム・系統信用事業オンラインシステム等の障害により金融システムが混乱するリスク

・ 風評リスク

マスコミ報道やうわさ等により貯金等が流出するリスク

・ 経営リスク

経営の舵取り全般に関わるリスク

○ 体制・管理

・ 法務リスクに対しては、法令・規程等の改正に伴う適切な対応に努めるとともに、役職員への周知徹底を図っています。

・ 事務リスクに対しては、人材育成および事務遂行能力の向上に努めるとともに、事務処理の相互牽制体制の充実を図っています。

・ システムリスクに対しては、システム障害等に対する具体的マニュアルの制定により、リスクの軽減を図っています。

・ 風評リスクに対しては、マスコミ報道の一元管理に努めるとともに、うわさや憶測等で部外者の誤解を招くような言動の防止に努めています。

・ 経営リスクに対しては、経営に関わる重要事項について、機動的に検討・対応できるように努め、リスクは、顕在化したもの内在するものを含め担当部署で把握し、統括部署と役員は情報の共有化を図り、最適な経営判断を行う態勢に努めています。

以上のオペレーショナル・リスクは、毎月開催されるリスク管理委員会で評価、分析および対応方針を審議し、理事会等へ定期的に報告しています。

◇BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

◇出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

○ 出資その他これに類するエクスポージャーのリスク管理は、自己査定において、市場性・安全性に照らして適正な評価を行います。

○ 時価または実質価額の把握ができない出資その他これに類するエクスポージャーの安全性の判断については、原則として、出資先・株式発行主体の財務状況に基づき行うものとします。

出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価 (単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	772	772
非上場	98,882	98,882	98,576	98,576
合計	98,882	98,882	99,348	99,348

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益 (単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	-	-	-	-	-	-
非上場	-	-	1,442	-	-	-
合計	-	-	1,442	-	-	-

貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	-	-	14	39
非上場	-	-	-	-
合計	-	-	14	39

貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	-	-	-	-
非上場	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	607,989	509,076
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

- (注) 1. ルックスルー方式とは、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産および取引を、金融機関が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を計算する方式です。
2. マンドート方式とは、ルックスルー方式の適用ができない場合に適用される方式であり、ファンドの運用基準(マンドート)に基づき、ファンドの組入資産を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式です。
3. 蓋然性方式とは、ルックスルー方式およびマンドート方式が適用できない場合、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、250%以下または400%以下であるという蓋然性を疎明した場合に、250%または400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
4. フォールバック方式とは、上記いずれの方式も適用できない場合、保有エクスポージャーに1250%のリスク・ウェイトを適用して信用リスク・アセットの額を算出する方式です。

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会におけるリスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- (1) リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（以下、「IRRBB」といいます。）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- (2) リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行い、リスク削減に努めています。
- (3) 金利リスク計測の頻度
月末を基準日として月次でIRRBBを計測しています。
- (4) ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当会は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- (1) 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- (2) 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- (3) 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (4) 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- (5) 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、通貨間の相関等は考慮していません。
- (6) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利ショックの設定上は不変としています。
- (7) 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- (8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVE（上方パラレルシフト）については、国内外の金利変動に対応するため、機動的な運用を行った結果、国内債券のデュレーションの短期化や海外債券の残高減少により、前年同期比707百万円減少し、48,402百万円となりました。
- (9) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テストの結果は、監督上の基準値である20%を超過していますが、自己資本額は金利リスクを賄える水準にあり、過大なリスクテイクを行っているものではありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における当該金利リスクに関する事項

(1) 金利ショックに関する説明

統合的リスク管理としてVaRで計測する市場リスク量を日次で算定しています。

(2) 金利リスクの前提およびその意味（特に農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点）

VaRとは、一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失額のことをいいます。当会では計測期間5年、保有期間120日、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のVaRを分散・共分散法により算出しています。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 :金利リスク		イ	ロ	ハ	ニ
項番		△EVE		△NII	
		令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
1	上方パラレルシフト	49,109	48,402	3,842	3,996
2	下方パラレルシフト	0	0	58	39
3	スティープ化	16,403	22,915		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	19,929	14,137		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	49,109	48,402	3,842	3,996
		ホ		ヘ	
		令和5年度末		令和6年度末	
8	自己資本の額	143,078		144,216	

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。